

業務仕様書

1 業務名

令和 8 年度香川県動物管理指導所廃棄物焼却炉ダイオキシン類測定業務

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 1 月 14 日まで

3 業務の概要

ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）の特定施設である香川県動物管理指導所の廃棄物焼却炉のダイオキシン類の排出状況を確認するため、排出ガス及び焼却灰のダイオキシン類の測定を行う。

4 業務の履行場所

香川県動物管理指導所（高松市春日町片田 1766 番地）

5 業務の内容

（1）委託業務実施計画書の提出

受託者は業務受託後、試料採取日までに、以下の内容を含む本業務に係る委託業務実施計画書を提出すること。また、計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更した計画書を提出すること。

〈計画書の内容〉

- ・業務名
- ・業務を実施する機関（受託者）の名称及び住所
- ・業務の概要及び工程について
- ・試料の採取について

（採取者、採取場所、採取方法、採取器具・装置、使用する試薬等、試料容器、採取後の輸送方法、保管方法等）

- ・測定について

（測定項目、対象施設、対象試料、検体数、測定方法、検出下限値、定量下限値）

- ・再測定を行う条件
- ・精度管理について

環境省「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針（平成 22 年 3 月 31 日改訂版）」に規定されている事項、またはこれに準ずる内容にもとづき実施することを明記すること。

- ・業務担当者（全体作業管理責任者、現場責任者等）の氏名及び連絡先

(2) 試料採取について

日時について香川県と協議の上、実施すること（なお、焼却炉 1 号炉と 2 号炉は別日に実施すること）。

(3) 測定項目

ダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン、コプラナーポリ塩化ビフェニル）とする。

(4) 測定内容

測定対象は下表のとおりである。

| 施設                 | 対象試料 | 検体数 |
|--------------------|------|-----|
| 香川県動物管理指導所焼却炉 1 号炉 | 排出ガス | 1   |
|                    | 焼却灰  | 1   |
| 香川県動物管理指導所焼却炉 2 号炉 | 排出ガス | 1   |
|                    | 焼却灰  | 1   |

※集じん機の設置なし

(5) 測定方法

| 測定対象 | 測定方法                                                                         |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 排出ガス | ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）第 2 条第 1 項に規定する方法によること。                 |
| 焼却灰  | ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 16 年環境省告示第 80 号）によること。 |

(6) 毒性等価係数

毒性等価係数は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 3 条において定められている係数を用いる。

(7) 再測定

受託者の過失や精度管理上の不備により、基準超過などの異常値が生じた場合は、受託者の負担において再測定を実施しなければならない。

## 6 報告

### (1) 報告期限

試料採取日から 60 日後または令和 9 年 1 月 14 日のいずれか早い日までに提出すること。

### (2) 提出物 (2 部)

#### ①計量証明書

#### ②測定結果報告書

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 8 条に規定する様式第 6 (別紙含む) に準拠し、下記項目を含むこと。

- ・対象施設
- ・分析年月日
- ・試料採取年月日及び時刻 (排出ガスは、開始時刻及び終了時刻)
- ・ダイオキシン類濃度
- ・排出ガス量
- ・排出ガス中の酸素濃度
- ・排出ガス温度
- ・測定したダイオキシン類の構成表  
(実測濃度、定量下限、検出下限、毒性等価係数、毒性等量)

#### ③その他測定に係る資料

- ・試料採取作業時の写真
- ・毒性等価換算濃度計算結果
- ・分析条件、分析方法、分析フローチャート (標準操作手順書)
- ・検量線
- ・クロマトグラム
- ・その他精度管理に関する書類

## 7 その他

(1) 試料測定の結果、排出ガスの排出基準値 (10ng-TEQ/m<sup>3</sup> N)、焼却灰の処理基準値 (3ng-TEQ/g) を超過する値が検出された場合は、直ちにその旨を県に報告すること。

(2) 業務仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。